

小学生の入院にかかる医療費を助成します

平成20年4月から小学生入院医療費助成事業が始まります。

この制度は、小学生が入院した際にかかる医療費と食事療養費を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、小学生の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的としています。

▼助成対象者

小野町に住所を有する小学生

▼助成の範囲

医療保険対象となる人院医療費（平成20年4月以降の入院）

※ベッドの差額代などは対象になりません。

▼利用方法

入院した際にかかった費用などを医療機関に証明していただく必要があります。用紙は役場



にありますので、**△**利用の際はまず健康福祉課まで**△**相談ください。

◆問い合わせ ◆健康福祉課 ☎ 72-6934

重度心身障害者医療費助成事業が変わります

町では心身に重度の障害をもつた方で所定の要件を満たした方に対して、病院や調剤薬局、歯科等にかかった医療保険での自己負担分を助成しています。

この重度心身障害者医療費助成事業が、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、助成割合が次のように変わります。

●対象者

現在、重度心身障害者医療費助成を受けている65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入する資格があるが加入していない方。
＊後期高齢者医療制度は一定の障害がある65歳以上の方が加入することができます。

●変更内容

後期高齢者医療制度に入加入していない方は、年齢によって窓口での医療費の負担割合が2割になります。重度心身障害者医療費助成事業では総医療費の1割までの金額について助成するようになります。

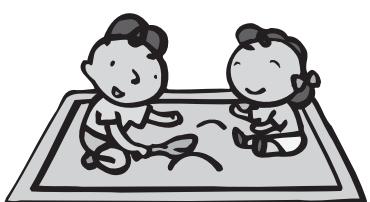
●変更開始時期

平成20年4月診療分から

なお、対象となる方へは前もって個別に**△**案内をさせていただいています。新たに65歳になる方及び74歳までの方で、後期高齢者医療制度の加入要件を満たす方で希望する場合は手続きが必要になります。

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎ 72-6934

子どもと老人の広場を廃止しました



中通地内にある「子どもと老人の広場」は、児童公園として長い間、地域の皆様に利用され親しまれてきましたが、少子化に伴い年々利用が減少していることから3月31日をもちまして廃止にいたしました。

改正により、児童扶養手当の受給者は、支給停止となります。月の末日までに所定の届出書の提出があれば、支給停止の適用は除外となります。支給停止の対象となる方には、事前に個別通知しますので、



児童扶養手当受給者のみなさんへ

通知が届いた方は、速やかに必要書類を役場窓口に提出してください。

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎ 72-6934

児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の受給者は、支給停止となります。

◆問い合わせ 健康福祉課

通知が届いた方は、速やかに必要書類を役場窓口に提出してください。

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎ 72-6934